

## 仙台市農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 平成31年3月27日（水曜日）午後1時27分から午後3時22分

2. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

3. 出席委員 (17人)

会 長	1 番	佐々木 均		
会長職務代理者	2 番	中野 勲		
委 員	3 番	赤間 敬	4 番	大泉 権吾
			5 番	大里 重市
	6 番	加藤 和江	7 番	加藤 和彦
			8 番	菅野 則義
	9 番	郷古 雅春	10 番	佐藤 千治
			12 番	佐藤 とみ
	14 番	鈴木 通	15 番	鈴木 正年
			16 番	高橋 勝彦
	17 番	松原 菊男	18 番	嶺岸 若夫
			19 番	結城 一吉

4. 欠席委員 (2人) 11 番 佐藤 昭幸 13 番 品川 忠夫

5. 議事日程

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第4号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件

第5号議案 農用地利用集積計画（案）について

第6号議案 農地中間管理事業 農用地利用集積計画（案）について

第7号議案 農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）について

第8号議案 農業委員会の委員の辞任について

第9号議案 事務局職員の任免（異動）について

第10号議案 事務局職員の任免（異動）の取扱いについて

5. 協議

(1) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について

(2) 農地法第3条における下限面積（別段の面積）について

(3) 平成31年度業務計画（修正案）について

6. 報告

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出

(3) 農地法第3条の3の規定（相続）による届出

(4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知

(5) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件

- (6) 売り渡し希望農地一覧表
- (7) 平成 30 年度農地利用意向調査結果について
- (8) 平成 31 年度総会等関連行事予定表（修正）・農地利用の最適化の実現に向けての区域活動について
- (9) 第 2 回地域振興委員会の開催状況について
- (10) JA 仙台青年部との意見交換会の開催状況について

7. その他

- (1) 会長報告
- (2) 農業委員会関係出張等の復命
- (3) 事務局からの連絡事項

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 能夫	事務課長	千田 明
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	佐藤 和之
振興係主任	内海 敏子	農地係主任	小椋 健一
農地係主任	八木 正志	農地係専門員	庄子 尚

7. 農地利用最適化推進委員

阿部 弘昭      相原 元浩      高橋 孝夫

8. 会議の概要

1 開 会	開 会 (午後 1 時 27 分)
司会:主幹兼振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第 10 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会会長佐々木均から、ごあいさつを申し上げます。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会:主幹兼振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。
議 長 (佐々木会長)	本日は、 議席番号 11 番佐藤昭幸委員及び議席番号 13 番品川忠夫委員から、欠席の届けがありました。19 人中 17 人出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに、ご異議ありませんか。  (異議なし)
議 長	それでは、5 番大里重市委員、6 番加藤和江委員を指名いたします。

<p>議 長 (佐々木会長)</p>	<p>議事に入ります。 (午後 1 時 30 分)</p> <p>第 1 号議案農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。</p> <p>第 1 号議案については、私の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了までを、中野勲会長職務代理者に交替し、その間、私は退席いたしますので、よろしくお願ひします。</p> <p>(佐々木均会長退席) (議長交替する)</p>
<p>議長(中野会長 職務代理者)</p>	<p>第 1 号議案について、佐々木均会長の案件がありますので、私が議長となって進めますので、よろしくお願ひいたします。それでは、調査委員会の報告を 18 番嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願ひます。</p>
<p>嶺岸若夫委員 (第二調査委 員会委員長)</p>	<p>第 1 号議案の調査委員会の結果について報告します。</p> <p>調査委員会を、平成 31 年 3 月 22 日に実施いたしました。調査は、8 番菅野則義委員、12 番佐藤とみ委員、14 番鈴木通委員、16 番高橋勝彦委員の 4 名で調査を行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が 9 件、贈与による規模拡大が 2 件、賃貸借権の設定による新規就農が 1 件、賃貸借権の設定による規模拡大が 1 件、の合計 13 件です。番号 1 番から 4 番までを、12 番佐藤とみ委員から、番号 5 番から 8 番までを、16 番高橋勝彦委員から、番号 9 番から 13 番までを、8 番菅野則義委員から報告願ひます。</p>
<p>議長(中野会長 職務代理者)</p>	<p>それでは最初に第 1 号議案の番号 1 番を審議することにいたします。12 番の佐藤とみ委員から調査結果を報告願ひます。</p>
<p>佐藤とみ委員 (12 番)</p>	<p>番号 1 番は、賃貸借権の設定による新規就農をするものです。新規就農であることから聞き取り調査を実施しました。譲受人は、現在トラクター 1 台、耕うん機 1 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、家族 3 人で新規に就農をするものです。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、3 月 19 日に高山真里子農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第 3 条第 2 項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。</p>
<p>議長(中野会長 職務代理者)</p>	<p>第 1 号議案の番号 1 番について、調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>

議長(中野会長 職務代理者)	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案の番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(中野会長 職務代理者)	<p>全員挙手と認めます。</p> <p>よって、第1号議案の番号1番、農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件は、許可と決定いたします。</p> <p>それでは、第1号議案の番号1番の佐々木均会長の案件が終了しましたので、佐々木均会長は入室してください。</p> <p>(佐々木均会長 入室)</p>
議長(中野会長 職務代理者)	<p>第1号議案の番号1番が終了しましたので、議長を交替します。</p> <p>(議長交替する) (午後1時34分)</p>
議 長 (佐々木会長)	<p>それでは、引き続き第1号議案の審議をします。</p> <p>番号2番から13番までの調査結果報告は、引き続き報告願います。</p>
佐藤とみ委員 (12番)	<p>番号2番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、農地所有適格法人で現在トラクター3台、耕うん機2台、田植機2台、収穫機1台を所有し、法人構成員8名で665アールの農地を稲作主体で耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、3月19日に加藤和江農業委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。</p> <p>番号3番は、贈与により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で258アールの農地を稲作主体で耕作しています。また、申請地は、利用権での期間がH31.3.31で期間満了となるものです。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお3月19日に奥山壽農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。</p> <p>番号4番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で560アールの農地を稲作主体で耕作しています。また、申請地は、利用権での期間がH31.3.31で期間満了となるものです。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、3月19日に奥山壽農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法</p>

第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

高橋勝彦委員  
(16番)

番号5番から番号8番までを私が報告します。

番号5番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で184アールの農地を稲作主体で耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、3月18日に庄司善春農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で584アールの農地を稲作主体で耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、3月19日に遠藤正順農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号7番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人が、仙台市以外にお住まいであることから聞き取り調査を実施しました。譲受人は、現在トラクター3台、田植機1台を所有し、家族2人で畑作主体に215アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、3月19日に小野寺潔農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在、トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で626アールの農地を稲作主体で耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、3月19日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

菅野則義委員  
(8番)

番号9番から番号13番までを私が報告します。

番号9番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で409アールの農地を稲作主体で耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、3月20日に若生宏明農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各

号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号10番は、贈与により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で89アールの農地を稲作主体で耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、3月20日に太田勝農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号11番と番号12番は、譲受人が同一ですので一括して報告します。番号11番は、賃貸借権の設定により規模拡大を図るものです。番号12番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で32アールの農地を稲作主体で耕作しています。番号11番の賃貸借により面積が50アール要件を満たすことから番号12番で売買が取得できるものです。また番号12番は、農地法第3条の賃貸借で平成16年より譲受人が耕作してきているものです。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、3月20日に太田勝農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号13番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在トラクター1台、耕うん機1台を所有し、田植機1台と収穫機1台をリースして、1人で113アールの農地を稲作主体で耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、3月20日に太田勝農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長  
(佐々木会長)

第1号議案の番号2番から番号13番について、調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案の番号2番から番号13番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第1号議案の番号2番から番号13番の農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。  
(午後1時47分)

議 長	<p>続きまして、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。</p> <p>調査委員会の結果を嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。</p>
嶺岸若夫委員 (第二調査委員会委員長)	<p>第2号議案の調査結果について報告します。</p> <p>調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、17番松原菊男委員と私の4名で調査を行いました。</p> <p>今回の申請は、駐車場に転用するものが1件、集団移転跡地利活用事業に転用するものが1件の計2件です。番号1番と2番を、10番佐藤千治委員から報告願います。</p>
佐藤千治委員 (10番)	<p>番号1番は、駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内にあり、土地改良事業施行後8年以上経過しております。第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。また申請地は、田192㎡を転用して、駐車場として利用するものです。駐車場普通車5台に75㎡、通路等に117㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。(なお、平成6年より農地法の転用許可を得ないで精米機を設置していたことから、精米機を撤去のうえ、始末書が提出されております。)また、資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。</p> <p>番号2番は、集団移転跡地利活用事業に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分のいずれの要件にも該当しないことから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、集団移転跡地利活用事業用地に利用するもので、田畑計2,721㎡を転用して、事業用地に利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、事業予算書の内訳も添付されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。</p> <p>以上、よろしくご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。</p>
大泉権吾委員 (4番)	<p>集団移転跡地利活用事業の転用申請は、今後どれくらい出てくるか見通しがありますか。</p>

事務局	<p>復興事業の一環であるので、復興まちづくり課に照会して、情報提供します。</p>
議 長	<p>他にご異議、ご意見等はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。</p> <p>第2号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。(午後1時54分)</p>
議 長	<p>続きまして、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。</p> <p>調査委員会の結果を嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。</p>
嶺岸若夫委員 (第二調査委員会委員長)	<p>第3号議案の調査結果について報告します。</p> <p>調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、17番松原菊男委員と私の4名で調査を行いました。</p> <p>今回の申請は、資材置場に転用するものが3件、土砂置場に転用するものが1件、中古車置場に転用するものが1件、駐車場に転用するものが1件、太陽光発電パネル設置に転用するものが1件、工事作業場に一時転用するものが1件、の合計8件です。番号1番から3番までを、17番松原菊男委員から、番号4番から6番までを、9番郷古雅春委員から、番号7番と8番を、私が報告します。</p>
松原菊男委員 (17番)	<p>番号1番から3番までを私が報告します。</p> <p>番号1番は、売買により資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、中山間地域に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。また申請地は、建設業者が資材置場に利用するもので、田 4,319.49 m<sup>2</sup>を転用して、資材置場4カ所に1,500 m<sup>2</sup>、重機置場に300 m<sup>2</sup>、駐車場普通車15台に200 m<sup>2</sup>、法面に650 m<sup>2</sup>、通路等に1,669.49 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。なお、登記地目は宅地ではありますが、譲渡人が昨年まで耕作しており、農地台帳に登載されていることから、今回、転用申請を行</p>



うものです。また始末書（所有権移転登記が完了されている）が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、使用貸借権の設定により、工事作業場に一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域内の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過しております。申請地は、建設業者が現場の工事作業場にするもので、現況が畑1,224㎡の内305.83㎡を一時転用して、仮設ハウス9.95㎡、仮設トイレ1.30㎡、駐車場普通車3台37.50㎡、通路等に257.08㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、農振農用地であるため、経済局農政企画課へ意見照会をし、H31.3.5付けで支障がない旨の回答をいただいております。なお、資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。H31.2.27付けで仙台東土地改良区の意見書も提出されております。一時転用の工事期間は、平成31年10月30日までとなっております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、賃貸借権の設定により、中古車置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で、土地改良施行後8年以上経過しております。第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、自動車販売業者が中古車置場として利用するもので、現況：畑978㎡を転用して、中古車置場普通車25台に375㎡、中古車置場大型車2台に48㎡、駐車場普通車3台に45㎡、通路等に510㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、資力証明については、通帳の写しが提出されております。平成31年3月5日付けで仙台東土地改良区の意見書も提出されております。賃貸借の期間は、10年です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

郷古雅春委員  
(9番)

番号4番から6番までを私が報告します。

番号4番は、売買により寺院の駐車場にするものです。申請地は、市街化調整区域内で農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、寺院の駐車場にするもので、田1,629㎡を転用して、駐車場普通車46台に460㎡、法面に300㎡、通路等に869㎡として利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、資力証明については、預金証書の写しが提出されております。以上のこと

から、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号5番は、賃貸借権の設定により、資材置場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。また申請地は、建築業者が資材置場として利用するもので、田2,841㎡を転用して、資材置場2箇所1,200㎡、駐車場大型車2台に48㎡、仮設トイレに15㎡、通路等に1,578㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明は、残高証明書が提出されております。賃貸借の期間は、20年間です。以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号6番は、売買により土砂置場に転用するものです。転用面積が大きいことから聞き取り調査を実施しました。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過しております。第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請地は、田3,920㎡を産業廃棄物加工販売業者が土砂置場に転用するものです。産業廃棄物加工販売業者とは、土を改良して販売する業者です。土砂置場に3,500㎡、ダンプ・重機の回転場に420㎡を転用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明は、通帳の写しが提出されております。H31.3.14付けで仙台東土地改良区の意見書が提出されております。以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

嶺岸若夫委員  
(18番)

番号7番と8番を私が報告します。

番号7番は、賃貸借権の設定により、資材置場に転用するものです。転用面積が大きいことから聞き取り調査を実施しました。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。申請地は、畑3,801㎡を、建設業を営んでいる者が資材置場に転用するものです。資材置場に561㎡、土砂置場に449㎡、駐車場大型車10台に648㎡、普通車10台に150㎡、作業場に113㎡、通路等に1,880㎡を転用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明は、通帳の写しが提出されております。以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号8番は、売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地

は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。申請地は、田2,891㎡を、農業を営んでいる者が太陽光発電パネル設置に転用するものです。事業面積は既存面積を含んで8,800.02㎡で、太陽光発電パネル1,644枚(発電出力40kw)に3,175㎡、緑地に1,211㎡、法面に233㎡、通路等に4,181.02㎡を転用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明は、融資証明書が提出されております。H31.3.1付けで仙台泉土地改良区の意見書が提出されております。以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。以上、8件よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。  
第3号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。(午後2時12分)

議 長

続きまして、第4号議案農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。

嶺岸若夫委員  
(第二調査委員会委員長)

第4号議案の調査結果について報告します。  
調査は、8番菅野則義委員、12番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員、16番高橋勝彦委員の4名で調査を行いました。

今回の非農地証明願は、宅地が4件です。

番号1番から4番までを、14番鈴木通委員から報告願います。

鈴木 通委員  
(14番)

番号1番の申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域であります。現在の状況は、宅地です。申請理由は、平成4年に農地法第4条許可により農業用倉庫を建築し、現在も使用してきているものです。確認資料である、議案書の写し、農地法第4条許可書の写し・固定資産税証明書・現地写真により、非農地対象条件①(農地法第4条の規定により農地転用の許可を受けたもので、当該許可申請

の転用目的どおり転用が行われ、非農地となったもの)に該当し、承認相当と調査しました。

番号2番の申請地は、都市計画区域外で農振その他の区域であります。現在の状況は宅地です。申請理由は、昭和56年に隣の家が越境して農地に居宅を建築して、現在に至っているものです。当時から認めてきているものです。確認資料である、建物登記簿謄本・固定資産税証明書・現地写真・航空写真により、非農地対象条件③(農地法施行後の人為的改廃で、この事実行為から既に20年以上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの)に該当し、承認相当と調査しました。

番号3番の申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域であります。現在の状況は、宅地です。申請理由は、昭和44年に農地法第5条の許可を受けて、物置を建築しましたが、地目変更登記をしないままに、東日本大震災により津波で流失しております。現在は宅地の敷地となっている状況です。確認資料である、昭和47年10月27日付けの農地転用許可済証明書・固定資産税証明書・現地写真・航空写真により、非農地対象条件①(農地法第5条の規定により農地転用の許可を受けたもので、当該許可申請の転用目的どおり転用が行われ、非農地となったもの)に該当し、承認相当と調査しました。

番号4番の申請地は、都市計画区域外で農振地域外の区域であります。現在の状況は宅地です。申請理由は、平成5年に居宅を建築し、現在に至っているものです。確認資料である、建築確認申請書の写し・固定資産税証明書・現地写真・航空写真により、非農地対象条件③(農地法施行後の人為的改廃で、この事実行為から既に20年以上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの)に該当し、承認相当と調査しました。

以上、4件よろしくご審議をお願いします。

議長

第4号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。第4号議案について、非農地証明願を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件については、承認することに決定いたします。

(午後2時19分)

議 長	<p>続きますして、第5号議案農用地利用集積計画（案）について、を上程いたします。それでは、事務局から説明願います。</p>
事務局 農地係長	<p>第5号議案農用地利用集積計画（案）は、平成31年4月1日に設定するものと平成31年4月15日に設定するものです。総数で、87件、447,409㎡です。内訳は、4月1日に設定するものが66件、341,286㎡、4月15日に設定するものが21件、106,123㎡です。すべて更新によるものでJA仙台との契約によるものです。本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものです。</p> <p>以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問・意見なし）</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので、採決します。</p> <p>第5号議案について、承認することに、異議のない方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって第5号議案農用地利用集積計画（案）については、承認と決定します。</p> <p style="text-align: right;">（午後2時22分）</p>
議 長	<p>続きますして、第6号議案農地中間管理事業農用地利用集積計画（案）について、を上程いたします。それでは、事務局から説明願います。</p>
事務局 農地係長	<p>第6号議案農地中間管理事業農用地利用集積計画（案）は、平成31年3月29日仙台市公告予定分です。総数で154件1,062,908㎡です。</p> <p>新規に農地中間管理機構に設定するものです。詳細は、別紙のとおりです。</p> <p>以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問・意見なし）</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので、採決します。</p> <p>第6号議案について、承認することに、異議のない方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって第6号議案農地中間管理事業農用地利用集積計画</p>

(案)については、承認と決定します。

(午後2時23分)

議長

続きまして、第7号議案農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)について、を上程いたします。それでは、事務局から説明願います。

事務局  
農地係長

第7号議案農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)は、平成31年5月21日宮城県告示予定分です。総数で、53件1,062,908㎡です。農地中間管理機構から設定するものです。詳細は別紙のとおりです。なお、本計画(案)の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものです。以上、よろしくご審議願います。

議長

この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問・意見なし)

議長

それでは、質問等がありませんので、採決します。  
第7号議案について、承認することに、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第7号議案農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)については、承認と決定します。

(午後2時25分)

議長

続きまして、第8号議案農業委員会の委員の辞任について、を上程いたします。それでは、事務局から説明願います。

事務局  
主幹兼振興係  
長

平成31年3月13日に、議席番号11番の佐藤昭幸委員から、辞任したい旨の辞任願が提出されました。辞任理由については(体調不良であることから)、辞任する正当な理由であると事務局で確認しました。農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により、農業委員会が、この辞任願に対し同意するとしてよろしいか、ご審議をお願いいたします。なお、農業委員の辞任につきましては、農業委員会の同意に加え、今後市長が辞任に同意して認められることとなりますことを申し添えます。

議長

この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問・意見なし)

議長

それでは、質問等がありませんので、採決します。  
第8号議案について、承認することに、異議のない方の挙手を求めます。

	(全員挙手)
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第 8 号議案農業委員会の委員の辞任については、承認と決定します。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 26 分)</p>
議 長	<p>続きまして、第 9 号議案事務局職員の任免（異動）について、を上程いたします。それでは、事務局から説明願います。</p>
事務局 主幹兼振興係 長	<p>— 説明 —</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので、採決します。</p> <p>第 9 号議案について、承認することに、異議のない方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第 9 号議案事務局職員の任免（異動）については、承認と決定します。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 30 分)</p>
議 長	<p>続きまして、第 10 号議案事務局職員の任免（異動）の取扱いについて、を上程いたします。それでは、事務局から説明願います。</p>
事務局 主幹兼振興係 長	<p>— 説明 —</p> <p>職員の任免については、農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項で委員会が任免することになっています。仙台市全体の異動の発令時期や、不定期異動等、毎月の総会の開催とタイミングがあわない場合、任免だけで臨時総会を開催することが大変なことから、総会に諮らなくても速やかに任免できるよう、事務局職員の任免（異動）の取り扱いを会長に一任することの承認を求めるものでございます。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので、採決します。</p> <p>第 10 号議案について、承認することに、異議のない方の挙手を求めます。</p>

	(全員挙手)
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第 10 号議案事務局職員の任免（異動）の取扱いについては、承認と決定します。</p> <p>以上で議案を終了します。 (午後 2 時 32 分)</p>
議 長	<p>続きまして、協議に入ります。</p> <p>協議事項 (1)「農地等の利用の最適化の推進に関する指針 (案) について」を事務局から説明願います。</p>
事務局 農地係長	<p>資料 1-1、1-2 をご覧ください。資料 1-1 は、策定までの検討経過をまとめたものです。1-2 は、最終の指針 (案) となります。前回までお示ししたのから、1ヶ所だけ修正しております。1-2 の 3 ページに囲みが 2 つありますが、委員から、参考データと目標値の区別を図るようにとの意見がございましたので、参考データである下の囲みについては、表記を小さく修正致しました。</p>
議 長	<p>松原菊男企画検討チーム長から、企画検討チームの検討結果を報告してください。</p>
企画検討チ ーム長 (松原菊 男委員)	<p>企画検討チームから報告いたします。企画検討チームでは、1 月 31 日と 2 月 28 日に会議を開催し、農地等の利用の最適化の推進に関する指針 (案) の検討を行いました。検討にあたりましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様からのご意見を頂き、それらの意見等を踏まえ、当チームで検討しまとめたものが本日の資料の最終 (案) となります。</p> <p>この指針 (案) につきましては、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、地域に根差した活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくために、仙台市農業委員会の具体的な目標と推進方法として相応しいものと考えます。</p>
議 長	<p>阿部康幸農地利用最適化推進委員連絡会会長から、農地利用最適化推進委員連絡会での検討結果を報告してください。</p>
農地利用最適 化推進委員連 絡会会長 (阿 部康幸委員)	<p>農地利用最適化推進委員連絡会を 2 月 15 日 (金) に開催し、その中で、各委員が担当する市内 14 の区域を 6 ブロックに分け、検討を行い、その後、ブロック毎に指針 (案) に対するご意見を頂戴いたしました。</p> <p>それらの意見については、この指針 (案) の中に反映されており、さらに企画検討チームでも、検討が加えられたものであることを確認しましたので報告いたします。</p>



議 長	<p>協議事項 (1) について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(1)「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」は、承認といたします。</p>
議 長	<p>続いて、協議事項 (2)「農地法第 3 条における下限面積(別段の面積)について」を事務局から説明願います。</p>
事務局 農地係長	<p>下限面積につきましては、役員会の場でも協議いただきましたが、農地法施行規則に定める、別段の面積未満の農家の数が、農家総数のおおむね 4 割を下回らない事、管内での遊休農地の割合が、0.14%と低いことから、下限面積を変更する理由がなく、現行下限面積 50 アールの変更は行わないこととしたく提案致します。</p>
議 長	<p>協議事項 (2) について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p>
大泉権吾委員 (4 番)	<p>資料 2 の管内の農地面積が 6,864ha で、資料 1 の農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)の管内の農地面積が 6,000ha で数字が違いますが理由を教えてください。</p>
事務局 農地係長	<p>資料 1 は平成 30 年 4 月 1 日現在の農林水産統計値、資料 2 は農地台帳を足しあげた現時点の数字です。</p>
大泉権吾委員 (4 番)	<p>指針の(案)はいつ取れるのですか。</p>
事務局 農地係長	<p>本日、ご審議いただいて承認いただきましたら、早ければ本日にも決裁して(案)が取れます。</p>
議 長	<p>他にご異議、ご意見等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(2)「農地法第 3 条における下限面積(別段の面積)について」は、承認といたします。</p>
議 長	<p>続いて、協議事項 (3)「平成 31 年度業務計画(修正案)について」を事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>— 説明 — <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 3</span></p>

みなさんからのご意見はありませんでしたが、事務局で文言を見直しいたしました。削除線と下線が入っている部分です。

議 長

協議事項 (3) について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がないようですので、(3)「平成 31 年度業務計画 (修正案) について」は、承認といたします。

以上で協議事項を終了いたします。

(午後 2 時 43 分)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出から  
(6) 売り渡し希望農地一覧表までを事務局から、報告願います。  
なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局  
農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については、1 ページから 2 ページに記載のとおり、番号 4095 から 4103 まで 9 件の届出がありました。転用目的の内訳は、共同住宅への転用が 3 件、駐車場への転用が 2 件、宅地造成・貸家・一般住宅・事務所兼倉庫への転用が各 1 件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、3 ページから 8 ページに記載の通り、番号 5273 から 5289 まで 17 件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が 12 件、宅地造成・宅地・駐車場・診療所への転用が各 1 件ずつ、通路への一時転用が 1 件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。一時転用の期間は(平成 31 年 6 月 30 日まで)となっております。

続きまして、(3) 農地法第 3 条の 3 の規定 (相続) による届出については、9 ページから 15 ページに記載のとおり 13 件の届出がありました。全て相続による権利の取得となっております。詳細は別紙報告書のとおりです。

続きまして、(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知については、16 ページから 17 ページに記載のとおり 15 件ありました。詳細は別紙の報告書のとおりです。

続きまして、(5) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件については、18 ページに記載のとおり 1 件ありました。詳細は別紙の報告書のとおりです。

次に、(6) 売り渡し希望農地一覧ですが、新規申し出が 2 件ありましたので、一覧表を修正しております。また、仙台市ホームページに掲載しているものも参

考にお渡しいたします。あっせんの掘り起しをよろしくお願いいたします。  
農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。

高橋勝彦委員  
(16番)

売り渡し希望農地一覧表の58番は、あっせん事業運営委員会での説明を受けて、あっせんを申し込んだら地権者から取り下げとなったので、削除扱いになりますか。

事務局  
農地係長

あっせんの申し出がありましたが、別件で取引が成立したと連絡があったため、事務局としてはあっせん取り下げの書類を出すよう指導しましたが、まだ届いていません。見込みで一覧表から削除することは出来ないため、このまま掲載します。事務局に申込があった場合は、申し出者に対し取引が成立している旨を伝えます。

大泉権吾委員  
(4番)

報告(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の8ページの5281番は、使用貸借権の設定という今までないパターンで通路に一時転用ということですが、一時転用が終わったら報告を求めるのですか。

事務局  
農地係長

農地に復元したという届を提出していただきます。

議 長

他にご異議、ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようです。次に(7)平成30年度農地利用意向調査結果について、から(8)平成31年度総会等関連行事予定表(修正)・農地利用の最適化の実現に向けての区域活動について、までを事務局から、(9)第2回地域振興委員会の開催状況についてと、(10)JA仙台青年部との意見交換会の開催状況について、を企画検討チームチーム長から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局

(7)平成30年度農地利用意向調査結果について説明  
(8)平成31年度総会等関連行事予定表(修正)・農地利用の最適化の実現に向けての区域活動について(修正なし)説明  
(9)第2回地域振興委員会の開催状況について説明  
(10)JA仙台青年部との意見交換会の開催状況について説明

議 長

(7)平成30年度農地利用意向調査結果について、から(10)JA仙台青年部との意見交換会の開催状況についてご質問等はございませんか。これらは報告事項ですの

です承願したいと思います。

以上で報告事項を終了いたします。

(午後 3 時 00 分)

議 長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。  
(1)会長報告を私から（佐々木均会長）報告します。資料 8 をご覧ください。

会 長

(会長報告)

議 長

続きまして、(2)農業委員会関係出張等の復命について  
阿部康幸推進委員から 2 月 19 日の平成 30 年度市町村農業委員会農地利用最適化推進研修会、高橋孝夫推進委員から 3 月 6 日の第 15 回女性の農業委員会活動推進シンポジウムの報告をお願いします。

阿部康幸農地  
利用最適化推  
進委員

— 報告 —

高橋孝夫農地  
利用最適化推  
進委員

— 報告 —

議 長

次に(3)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局

(3)事務局からの連絡事項について  
① 活動報告会（4 月 17 日開催）の発表者について  
② 平成 31 年度農地利用の最適化活動重点について（通知）  
③ （一社）宮城県農業会議「地域の農地を活かし、担い手を応援する運動」推進要領（案）に対する意見聴取について（照会）  
④ 4 月～5 月の予定表  
⑤ 他市町村農業委員会だより等（栗原市：最優秀賞、札幌市、さいたま市、新潟中央、盛岡市）

議 長

その他についてご意見、ご質問等はございますか。

(意見なし)

議 長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。  
他に何かありますか。  
なければ以上で全てを終了いたします。

司会:主幹兼振

それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理者からお願いします。

興係長

中野会長職務  
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第10回総会を閉会します。

閉 会

(午後3時22分)